



けいそう  
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」  
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって  
いつでも頼れる存在に」

稲荷町電停方面から当事務所所在ビル  
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約  
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

梅雨入りして以後、快晴で暑くなる日と、逆に土砂降りの雨が降る日  
が何日かおきに交互に訪れるときが増えてきました。さすがにマスク  
が蒸し暑いことが多くなってきた頃、ようやく政府支給のマスクが  
届きましたが、ちょっと今の時期には暑そうです。とりあえず第2波  
か第3波が来たとき用にとっておき、夏用マスクが欲しいと思う今日  
この頃です。



今回はオリジナルの記事は、インターネット上の誹謗・中傷に対す  
る対応に関する記事、士業の方の業務上のミスと賠償責任を負う範囲  
に関する記事と、兼業・副業を会社に取り入れるにあたっての注意点  
に関する記事を取り上げました

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いで  
す。引き続き新型コロナウイルスの早い終息をお祈り申し上げます。

なお、当事務所では以下の通り6月22日に理美容業の方向けの勉強会  
の開催を予定しております（zoomへの開催に変更しています）。こち  
らについてもご関心・ご興味がおありでしたらご連絡頂けますと幸い  
です。

「Withコロナの経営戦略・これからの働き方～『変化』を『進化』の  
機会にするために、今必要なことは？～」

実施日時 令和2年6月22日（月曜日） 勉強会：午後6時から  
8時まで

場所 各自でご参加下さい。※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、  
今回はzoomにて提供させて頂きます。

参加費用：1000円（ご参加ご希望の方にzoomのご招待と併せてお振込み先をご案内いたします。）

定員：10名（先着順・残席2）

第1部：午後6時～7時（質疑応答含む・その後休憩を挟みます）

「一Withコロナー美容室の経営戦略、おさえておきたいポイント」

講師：株式会社 Happy relations

代表取締役 石原 かおり氏（MBA／経営修士）

第2部：午後7時～8時（質疑応答含む）

「今後の理美容での働き方のトレンドは？雇用と業務委託の違いと注  
意点を中心に」

講師：勁草法律事務所

弁護士 片島 由賀



## 士業の業務上のミスと賠償責任を負う範囲とは？

当事務所も弁護士業務を行っており、業務上のミスは避けるべく業務をしておりますが、司法書士・税理士の方などミスは残念ながら生じる場合もあります。

あくまで代表例の一部としてどのようなミスがあるのか・仮に何かしらの賠償責任を負うのかどうかを触れていきます。

ちなみに、司法書士の方の確認義務についてはごく最近最高裁判所での判断も出ているので、簡単に最後に触れておきます。

20.06.10 | オリジナルメルマガ



ここ最近、新型コロナ感染に関する過剰な「自粛警察」や、芸能人やスポーツ選手ら有名人の言動を発端とした誹謗・中傷の書き込みが後を絶たない状況にある中で新たに法的規制の検討がされています。

そこで、今回はこういったインターネット上の誹謗・中傷などの書き込みについて現状どういった法的な対応が可能で、どんな点が問題になりうるかを取り上げます。



○インターネット上で誹謗・中傷の書き込み・現行法で取り得る手段は？

まず、そもそも、インターネット上の書き込みが名誉棄損等に当たるか検討する必要があります。名誉棄損といえるには、具体的な事実を述べたうえで、一般から見て社会的評価を下げる内容といえるのが問題になります。例えば新型コロナウイルスの感染者が特に出ていない飲食店であるにも拘わらず、「あそこの〇〇(飲食店名)ではコロナの感染者が出た」などとインターネットに虚偽の書き込みがされたという場合であれば、名誉棄損にあたりと判断しやすいわかりやすいケースといえます。

ただ、実際には事実と書き込みをした人の意見が混じっている、書き込みの内容が名誉棄損にあたるかといえるか微妙なケースの方が多いのではないかと思います。意見にしか過ぎないのか（意見であっても逸脱したものといえるのか）等を見極めていくにあたっては、弁護士など専門家への相談が必要となることもあるでしょう。名誉棄損なのかどうか・特にインターネット上の書き込みについてはある程度批判を許容している・反論の機会もあるのだからという理由では範囲が狭くなる可能性があります。ツイッターでリツイートをした場合に加担したことになるとの裁判例もありますが、そもそもこうしたハードルをクリアしてからの話になります。

そのうえで、どういった方法をとるかを考えていきます。書き込みをした相手を取る方法は大きく二つの方法があります。

① 削除請求・慰謝料の請求（損害賠償請求）、謝罪や名誉回復の書き込みをしてもらう請求（民事上の請求）

② 警察や検察庁に名誉棄損罪・侮辱罪などにあたるということで処罰を求める刑事告訴を行う

①は被害回復がメインであるのに対して、②は書き込みをした相手に罰金や

刑務所に行くという形でペナルティを与える方法です。①と②のどちらか一方ではなく、両方を行う場合もあります。今回は量が多くなるため、以下①の民事上の請求に絞って取り上げます。

○民事の手続きとは？

民事上の相手への手続きには、投稿や口コミの削除を求める請求、精神的苦痛への慰謝料等の損害賠償請求・謝罪などの名誉回復行動をとってもらう請求というのがあります。

投稿や口コミの削除は、サイトの管理者やプロバイダに対して行う方法があります。動画共有サイトの場合にはその管理者に対して行うことになります。こうした削除については名誉棄損に当たる部分（URLなどに該当する部分）とその根拠・投稿されている内容がご自身のことであることを明示して、削除を求める方法等が各種SNSのサイトや掲示板にそれぞれのポリシーに沿って設けられています。こうしたものがなく、話し合いで削除を求めるには、削除を求める通知をします。管理者等が分からない場合には、「whois」等のサービスを使って調査をする方法（管理者あるいはホスティングプロバイダを調べる）もあります。ただ、こういったサイトの管理者やプロバイダに対して削除を求めても、最初に書きましたように、違法な書き込みかといえるかどうか判断が難しい・あるいは違法であっても内容が真実といえれば違法にならないこともあるため対応してもらえないケースの方が割とあるでしょう。話し合いがつきそうにない場合には裁判で削除を求めることになります。

なお、Facebook Japanなどが加入するソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）が先日、名誉棄損や侮辱などにあたりうる投稿について緊急声明を発表しました。今後こういったインターネット事業者も積極的な措置を取る可能性が出て来ましたのでこちらの動向にも注意を払う必要があります。

## ○プロバイダに対応を求めても動きがない場合の発信者情報開示請求

ちなみに、投稿や口コミを書いた相手に損害賠償請求等を行うには、相手が誰で、どこの住所に住んでいるのかははっきりさせないと、特に話し合いがつかない時に裁判に進めなくなります。インターネット上の投稿ではアカウント名が本名になっておらず連絡先も不明なことが多いでしょう。こうした場合に、問題となる内容の書かれた投稿がどこから発信されたのかを特定するために行うものとして、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求というものがあります。

インターネットサービスを利用する場合、利用者はインターネットサービスプロバイダに利用料を支払い契約しています。そのため、通常インターネットサービスプロバイダは契約時に契約者の氏名や住所を把握しています。ですから、書き込みをした契約者の情報を知りたいと考えた場合、インターネットサービスプロバイダに契約者の情報を開示してもらえばよいといえます。

しかし、書き込みをした人物がそもそもどこのインターネットサービスプロバイダと契約をしているのかは問題となった書き込みのされているインターネットのサイトからは分かりません。そのため、そういったGoogleなどのコンテンツを提供しているプロバイダからネット接続をしてきた（書き込みをしてきた）者のアクセス情報（IPアドレスなど）を開示してもらい、その情報を元に今度はインターネットサービスプロバイダに契約者の氏名、住所等の開示を求めてたどっていく流れになります。こういった書き込みをした人物の特定を行う手続きを発信者情報開示請求といっています。

このように書き込みをした人物を特定するには少なくとも2回発信者情報開示の手続きを取らなければなりません。

## ○発信者情報開示請求を行うには？

発信者情報開示請求にあたっては、裁判を使って行う方法と裁判により方法があります。

裁判を使わずに行う方法としては、テレコムサービス協会という、情報通信に関するインターネットサービスプロバイダ、ケーブルテレビ会社、コンテンツプロバイダなどの事業者が会員となっている一般社団法人に対して開示請求を行うものです。こちらの開示請求をする場合は、テレコムサービス協会のホームページに手続きが記載されています。ただ、実際のところ名誉毀損にあたるか、権利侵害が明らかか等、判断が難しいことも多いため、発信者の承諾なしにコンテンツプロバイダの判断で発信者情報が開示されるケースは今のところかなり限られています。

なお、この手続きはGoogleやYouTubeなど外国法人がコンテンツプロバイダである場合には裁判外での対応はしないため利用できません。そのため、こういった外国法人を相手にする場合は、裁判で発信者情報開示請求を行うことになります。

方法としてはコンテンツプロバイダに対してIPアドレスやタイムスタンプなどのアクセスログの開示を求める仮処分の申し立てによることになります。それというのも通常コンテンツプロバイダはアクセスログを長くても3カ月程度しか保有していないため、コンテンツプロバイダに対する開示請求を通常の裁判で行うとその間にコンテンツプロバイダがアクセスログを消去してしまう可能性が高いからです。

発信者情報の開示にあたっての要件も定められていますが、特に、「インターネットにおける情報の流通によって自分の権利が侵害されたことが明らかであること」という要件がハードルを高くしています。発信者のプライバシー、通信の秘密、表現の自由と被害を受けた方の権利救済の中でバランスを取ったものといわれています。そのため、被害にあった側が名誉毀損されたと主張する場合、名誉棄損にあたる表現により損害が発生したことに加えて、公共目的がないこと・公益の利害に関するものでないこと・内容が真実でないことを裏付ける資料等も準備する必要があります。したがって、実際には名誉毀損自体認められる場合でも、発信者情報開示は認められないケースも出て来ます。

また、相手方のコンテンツプロバイダが外国法人の場合は、翻訳作業や申立書などの書類送付に時間がかかることもあり、さらにタイトな日程になることとなります。加えて裁判管轄がどこになるかも問題になりますが、この点については国内の裁判管轄が定まらない場合には東京地方裁判所が管轄になりますので、日本の裁判所で行うことは可能です。

なお、発信者情報開示請求の場合、債権者である開示を求める側だけでなく、債務者である相手方（コンテンツプロバイダ）に対する審尋（裁判官が意見を聴取する手続き）が必ず行われます。これはアクセスログの保存期間とは関係なしに取られます。Google・YouTubeなど外国法人は必ず弁護士を代理人につけて出廷しますので、実際に判断が出るまでには思った以上に時間がかかることも考慮に入れた準備が必要になります。

#### ・発信者情報の開示を認められた場合には？

発信者情報開示請求が認められ、IPアドレスとタイムスタンプ等が開示されると、IPアドレスを「Whois」などの日本国内のドメインを管理している株式会社日本レジストリサービスのサービスを利用して割当先のインターネットサービスプロバイダの情報が得られるため、今度はこのインターネットサービスプロバイダに対して契約者の氏名、住所などの発信者に関する情報の開示を求めることとなります。なお、インターネットサービスプロバイダによる契約者の氏名、住所は保全処分では消去禁止までしか認められません。したがって、開示は通常の裁判手続きで足りるとされていて、さらに時間がかかることとなりますので、それも含めた早めの対応が必要になってきます。

発信した人の開示を求めるだけでもここまで手続きを取らなければならない上に、さらに削除や損害賠償請求を求めるとなるとさらに手間や費用もかかります。ですから、今後被害を被った人がより迅速かつ負担が少なくなる形での法改正の動きが出て来る必要があるのではないかと思います。

・現在議論されている開示の対象の拡大をめぐる議論

最近ニュース報道されていますが、誹謗中傷で自殺をした有名人の方の話を踏まえて、責任追及を厳しく行うという流れとそのため開示請求制度の改正の検討の話が出ています。後者の改正(ハードルを下げて開示の対象を広くすること)はその後の責任追及のしやすさと深く結びつきますが、現在国で議論が始まりました。

その流れを2020年6月時点までの話で簡単に言えば、次の話になります。

まず、ハードルを下げるかどうかという話は、名誉棄損になるかなど権利を侵害することの明白性まで要求するかどうかという話になります。このハードルの意味は強く、単に民事裁判や警察で取り上げてもらえる程度では足りない場合があります。もともと、警察自体で取り上げてもらえること自体もハードルがあり、本来は存在しない制度である「受理」をしない等とって取り上げることを避ける傾向があります。ここをクリアするレベルでもクリアできない可能性が十分あるというのがここでのハードルです。

次に拡大が問題になっているのは電話番号です。これまで電話番号やファックス番号は開示の必要性が低いという理由で開示対象から外れていました。しかし、ここ最近ショートメッセージ用のアドレス(SMSアドレス、実際上は電話番号)を使ってのネットへの投稿について、開示を認めた裁判所の判断も出てきています。この判断自体は確定したものではありませんが、電話番号を一般的に開示の対象に加えるのかどうかという点が議論されています。

この意味ですが、SNS等のサービスでの認証や本人確認などにはSMSアドレスや電話番号をセキュリティ情報としてコンテンツプロバイダが持っているケースが増えています。そのため、開示が本人の特定につながる可能性が増えていきます(もちろん、はずれの可能性もありえます)。また、電話番号を割り当てている会社までがわかれば、そこへの照会を通じて相手が判明することもあります。ここでの照会に応じるかどうかのハードルやどこの会社か分からないため、誰か特定できない可能性はあります。

いずれにしても、これまでIPアドレスだけでは特定ができない・難しかった点のハードルを下げることにはつながります。

今後は実際ハードルがどうなるのか・電話番号の開示が認められる方向になるのかどうか、認められるにしてもそこに新たなハードルが設けられるかどうか問題になります。今後の動向が注目されるどころです。



---

## 士業の業務上のミスと賠償責任を負う範囲とは？

---

20.06.14 | オリジナルメルマガ



当事務所も弁護士業務を行っており、業務上のミスは避けるべく業務をしておりますが、司法書士・税理士の方などミスは残念ながら生じる場合もあります。

あくまで代表例の一部としてどのようなミスがあるのか・仮に何かしらの賠償責任を負うのかどうかを触れていきます。

ちなみに、司法書士の方の確認義務についてはごく最近最高裁判所での判断も出ているので、簡単に最後に触れておきます。



### ○ミスやトラブルの代表例と考えられるもの

以下は、あくまでも筆者が代表例の一部と考えるものを記載しています。まずはいわゆる放置されているというケースです。毎年届出や書類の提出期限が定まっている場合(税務申告や労働保険の届出等)には締め切りに間に合わないという話になります。ここで触れているのは、例えば、相続その他の登記

の手続きを置いておく、自己破産の申立て手続きなど債務整理関係の遅延・その他請求手続きの遅延が考えられます。

弁護士が処分を受けるあるいはトラブル例の中にもこうした事柄は見受けられます。ここでの遅延とは単に仕事が遅いというレベルではなく、一般的に見て放置されているというレベルである必要があります。クレームとして遅れたという話でも出てきますが、賠償責任の話が出るような放置というレベルとはレベルが違ってきます。弁護士業務との兼ね合いでいえば、この期間がどの程度なのかは話によって異なってきます。時効期間が短いにもかかわらず請求が遅れ時効になった場合には短くなりますし、そうではない場合もあります。

このほかに必要な説明や確認を行わなかった・名義貸しや帳票類の確認を行わず事実と反する記載をした場合も、業務上のミスでかつ賠償責任を負うべきケースにあたります。ミスのうち、賠償責任につながるのかどうかは業務として仕事をしている(委任契約の内容に対応する)事柄について専門家として尽くす義務を尽くしていないといえる必要があります。重要なのは、イメージで仕事の範囲だろうと思っけていても、必ずしもそうはならないこと・義務の範囲は結局事実の経過で変わる面があるため分りにくいところがあることです。

そのため、架空の帳票や数字の計上や名義貸しをすることは、記帳や税務申告を依頼する標準的な税理士の仕事の範囲等に入りますが、役員報酬がいくらかチェックしないことやお金の不正があるかどうかという監査業務はここには含まれません。コンサルティング契約の場合には、どのようなコンサルティングなのかにもよりますが、特別な資格が必要でないことも多く、そう簡単に義務の範囲と言いくくなる傾向にあると思われます。

○損害はどのように考えるのでしょうか？

こうなると、実際にミスが賠償責任の範囲になるかどうかハードルが存在しますが、損害額になるとさらに高いハードルが存在します。それは、ミスとお金の損失に因果関係があるといえるのか、さらに言えば、ミスがなくても負担すべきお金については損失とは言えないのではないかという話があるためです。例えば、税理士が数字を読み違えることで過少申告となってしまう、その後本来納税すべき金額と延滞金の支払いがお客様に生じたとしても、本来納税すべき金額はきちんと仕事を税理士がしている納税をすべきものと言えますので、損害とは言いきくなくなります。延滞金についてはミスによって生じたもので、本来資料を読み違えることでの過少申告は業務の範囲内で尽くすべき義務を尽くしていないため、賠償の範囲に含まれます。

同じ理屈から、そもそも助成金の受給を見込める状況ではなかったけれども助成金の申請の依頼を受けた場合は、依頼を受けるにあたりはなから無理な話であれば委任契約をしても意味がないことやその

ための見通しをつける義務がありますので、賠償義務自体は出てきます。ただ、助成金はどのみちもらえないので損害とは言いにくくせいぜい支払ったお金程度が損害となると考えられます。最初に触れました放置の場合も延滞金が増えた・余計な費用がかかったといった場合はともかく、そう簡単に損害といえるお金が出てくるわけではないのが面倒な点です。ちなみに、仮に賠償範囲に含まれても、その士業の方が賠償責任保険に加入していないケースや保険の金が出ない(契約約款で決まっています)場合には、お金の支払いを現実には受けることができない可能性もありえます。

ただし、士業は多くは業法と呼ばれる法律や業界内の規制を受けており、損害がない等の理由で賠償を実際にはほぼしないで済む場合であっても、ペナルティを受ける可能性があります。問題解決の際には局面によって、こうした点の考慮が必要になることもありえるでしょう。ただし、ペナルティを受けるだけの事情が必要であり、うかつにこの話をしてお金を請求するのは単なる恐喝行為になりかねませんので注意が必要です。

#### ○ごく最近の司法書士の方についての最高裁判所の判断

今年司法書士法等が改正され、司法書士の方はペナルティの対象期間が定められる等制度が変わる点があります。これまでいわゆる決済流れについて司法書士の方の賠償責任が問題となったケースがありますが、今年の3月にいわゆる地面師事件（実際には所有者ではない方が所有者と偽って不動産の売買をさせた事件）に関わるものであり、かつ依頼を受けたお客様以外の利害関係人に対して賠償責任を負う場合についての一つの判断を示した判断が出ています。

事案の概要はかなり複雑なので、以下で簡単に触れます。不動産を  $A \Rightarrow B \Rightarrow C \Rightarrow D$  に売却を順次行うが、同時に決済を行う・司法書士の方は  $D$  への名義移転の依頼を受けた・名義の変更は  $A \Rightarrow B \cdot B \Rightarrow D$  へと移す形をとるといふものです。このケースでは、 $A$  について全くの別人が  $A$  に成りすまし(つまり、所有者でないため名義移転はできない)が行われており、印鑑証明書等について偽造が行われていたという事情がありました。この裁判自体は、 $C$  が司法書士の方に対して  $A$  の本人確認を行わなかったことを義務違反として、契約がないために不法行為に基づいて損害倍書請求をしたものです。

ここで特徴なのは、司法書士の方の本人確認や書類の偽造などの確認義務が本来依頼を受けていない登記申請部分についてまで及ぶかどうかという点が問題になっているところです。これが問題となるのは、 $A \Rightarrow B$  の名義変更が行われないとその後の名義変更が行われなくなることになるためです。

プラスして問題となるのは、委任契約の相手(お客様)ではない相手に対してどこまで確認などを行う義務があるのかは、契約関係にない相手方に対してまで当然に確認義務を負うとなると、いかに専門家

とは言え過大な義務となりかねないという点です。ケースごとの事情によって、お客様以外の方であっても司法書士の方であればきちんと確認してもらえると見えるだけの事情と司法書士の方も話への関わり合いから正当な疑いを持っていた・疑いを指摘するという点についての依頼やかかわり方をしていた等の事情がある場合に初めて、確認を行う義務があるという点を判断では述べています。

かなり抽象的な判断ではありますが、実はこのケースでは、 $A \Rightarrow B$ の申請については弁護士が登記の申請を行うことになっていた(この段階で専門家として依頼を受ける以上の確認義務がある)ため、その後の段階の依頼を受ける司法書士の方が当然に確認をするという話になるとは言いにくい面がありました。また、売買の流れ自体が決まった後での司法書士の方の関与であったということがあります。このため、当然に司法書士の方に確認義務があったとは言えないから更に審理が必要としています。第2審まで当然に義務を認めていたために差し戻しています。

この話からいえる点は、依頼者以外にも賠償責任を負うケースはありうるものの、その範囲は当然に広がるわけではないという点です。また、こうした特殊な連続譲渡の場面で他の専門家が関わっている場合に、その専門家の確認場面まで確認などを行うのは限られるという点は言えるでしょう。この話だけでは具体的な指針を示しているとは言えませんが、そう簡単に責任が広がるわけではないという点に注意が必要でしょう。

---

## 兼業・副業を会社に取り入れるにあたっての注意点は？労災保険法の改正も踏まえて

---

20.06.15 | オリジナルメルマガ

兼業、副業については平成30年に厚生労働省は兼業・副業のガイドラインを作成するとともに、モデル就業規則にも兼業・副業の規定が新設されました。新型コロナウイルス感染流行等もあり、今後副業や兼業のニーズも増える可能性がある中、これから会社で取り入れる場合に気を付けるべきことなどについて取り上げます。

### ○兼業・副業を会社で取り入れる場合の注意点とは？

平成30年の関東経済局の「兼業・副業人材受け入れニーズ調査」では、兼業、副業に取り組む・取組予定の中小企業は全体の2割に満たないとの結果が出ており、まだ多くの企業では取り組まれていないのが現状です。

しかし、働く若年層をはじめとして副業や兼業、フリーランスについて働く方の関心が高いこともあって、少しずつ兼業や副業を容認する会社も増えてきているといわれています。

兼業・副業を認める場合の規定の定め方については、モデル就業規則もありますので、これを参考にしながら自社のニーズにカスタマイズするとよいと思います。通常はあらかじめ事前の届け出を求める（副業・兼業先の会社の採用が決まってからですと、他社との雇用契約が成立してしまってからになるので対応が難しくなる場合があります。ですから求人応募前に申し出をするようにしておくのが望ましいでしょう）、労働時間の管理や、顧客の情報管理等秘密保持についてルールをきちんと決めておく必要があります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、元の会社が休業や営業時間が短縮されるなどして、兼業や副業をしたいという従業員が今後出てくることも考えられます。事前に届け出を求めるにして、当初は会社に不利益を与えるような事情がないとして認めたものの、のちに状況が変わるケースもあります。例えば、介護事業に関する業務に従事している職員が、接客を伴う職種で副業をしている場合（飲食店やスーパーマーケット、薬局勤務等）には、感染のおそれが出てくることからそういった副業は控えてほしい、ということがあるでしょう。こういった場合でも、のちに副業を禁止・制限できるような規定を就業規則の設けておいた方がよいといえます。仮に上記のような規定が設けられていない場合には、一度認めた副業の制限が難しく、普段の業務との関係で一定期間副業を行うことを控えてもらうように説得するか、高齢者への接触がないような部署（事務等）へ配置換えすることに応じてもらう、といった個別の対応によることになってくるため、注意が必要です。

## ○兼業・副業を認める場合の労働時間の管理で注意すべきことは？

また、会社が兼業や副業を容認した場合には、当該従業員が生命、身体の安全を確保しながら労働できるよう必要な配慮をする義務（安全配慮義務）が会社には課されるとされていますので、従業員の労働時間の把握が不十分なことで、長時間労働による体調不良やメンタル不調が生じたとき、会社が損害賠償責任を問われることになりかねません。

この点、兼業・副業に関するガイドラインでは、自社での労務と副業・兼業先での労務との兼ね合いで時間外・休日労働の免除や抑制等を行うなどの対策を行うようにと書かれているにとどまり、それ以上の具体的な対応については言及していません。

労働時間については現在も通達で事業場を異にする場合であったとしても通算して計算するとされています。現状では労働時間の把握は従業員による自己申告となっていることが多いと思いますが、時間だけの報告では裏付けがないことから、副業先のタイムカードや労働時間、出勤数の記載がある給与明細などの提出を月に1回は求め、労働日や労働時間等の就労状況を報告してもらい、長時間労働となっていないかなど適宜確認する必要があるでしょう。

## ○兼業・副業先で労災にあった場合の労災保険の見直しの概要は？

現在のところ、兼業や副業をしている方が労災事故にあった場合には、労災認定をするときの業務の負荷を事業ごとに判断する・労災認定が実際された場合の給付額は事業ごとの賃金に基づいて決めています。

例えば脳・心臓疾患を労災認定する場合の基準の要件の一つである、「長時間の過重業務」にあたるかを判断するにあたって、労働時間を評価するにあたり、「発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる、とされています。この労働時間を考えるにあたり、合算して考えれば100時間とされるどころ、事業場ごとにとらえるのであれば、元々勤務していた会社での労働時間が週40時間、兼業・副業している会社での労働時間が週25時間の場合、それぞれ分けて労働時間を考えることとなりますから、結局のところ上記の労災認定基準を満たさないとされることとなります。

また、兼業・副業をされている方の稼ぐ能力などからすれば、労災の給付額についても労災補償責任があるとされた会社での賃金を基礎とするだけでなく、それ以外の会社での賃金もすべて含めて考えるのが妥当と考えられます。

こういった点を踏まえて、この度兼業・副業を行っている方の業務上の負荷を合算する・災害発生した事業場以外の事業場の賃金も加味して支給額を決める方向で今年3月に労災保険法などの改正がされています。通算することで増える労災給付の負担の在り方や制度改正をした場合の労災保険料率が過度に上がらないようにするにはどうすればよいか災害発生した事業場でない事業場での賃金をどのように

把握するか（基本的には従業員の自己申告になる模様）、業務上の負荷を合算した場合の負荷の範囲や認定方法等について新たに定められました。なお、上記の内容での施行は今年の9月を目途に行われる予定になっています。

労災保険法の見直しも踏まえ、従業員の兼業・副業のニーズと従業員に対する安全配慮義務の要請や情報漏洩防止等とのバランスを踏まえた制度設計が重要といえるでしょう。